

市民文教委員会会議録

平成21年11月30日(月)

(開会) 13:33

(閉会) 13:52

委員長

ただ今から、市民文教委員会を開会いたします。「議案第136号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長

「議案第136号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その提案の補足説明をさせていただきます。福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなりまして、福岡県公立学校職員常勤講師の給与の改定が行われることとなりました。つきましては、人材確保のためにこれを参考として本市の教育職員の給与を改定するために本案を提出させていただいております。具体的には給与のほうが別表のように減額となります。平均改定率が0.2%、そこで地域手当の支給率の改定を100分の3.25から100分の3.5、プラス0.25という形で対応したいというように考えておるところでございます。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

これ直接的にも、間接的にも関係するんですけども、いわゆる教育委員会に出向してこられる方がおられますね。端的に言えば学校現場から、片峯さんなんかもそうでしょうし、一般職の方にも学校現場から出向してこられる方おられますね。この方々の給与体系はどうなっているんですか。

学校教育課長

現在、教育委員会におきましては指導主事3名、課長補佐、そして課長というように5名が割愛ということで、県の教職員から現在飯塚市の職員として勤務をしております。給与につきましては、市の職員のものでございますが、地域手当の支給をいただいている状況でございます。市の職員のみなさんにつきましては、地域手当というのは支給されておりませんが、地域手当の支給ということで激変緩和の措置をいただいている現状でございます。

永露委員

今、激変緩和といいましたよね。激変するんですか、出向してくると。そんなに激変するんですか、どの程度激変するんですか。要するに、出向してくると給与は減るということでしょ、端的に言えば。給与がうんと減るので、激変するのでそれを少し補うために一般職ではでない地域手当、なんらかの形での手当でカバーしよう。どの程度カバーできるんですかそれで。自分の給与のことですから、大変言いにくいと思いますからどなたか言ってくれませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:40

委員会を再開いたします。

学校教育課長

それぞれの学校に合った職責や年齢によって異なりますが、指導主事で3万円から4万円、

課長補佐・課長で5万円から6万円減額となっております。

永露委員

課長の場合ですと実際に今までもらっていた給与と、市に出向してきた給与との差がだいたい5、6万円くらい違うということですか。給与ですね。その分の穴埋めをいわゆる何とか手当ということで、手当で補完するという体制が今とられているわけでしょ。それで補完できているんですか。

学校教育課長

その補完をいただければ7万円程度の減額となります。学校にいますときには、課長は校長職としての管理職手当が出ておりましたし、課長補佐は教頭としての管理職手当が出ておりましたので、その管理職手当の額も市の職員と金額が異なりますので、その差額もございません。

永露委員

そうしますと、それは例えば期末手当にも影響してきますね、当然。今手当というのは入らないわけでしょ、手当は対象になるんですか。ならないでしょ。本俸だけでしょ、確か。そうしますと、すべてひっくるめてやると、年間の給与体系からいくと相当な額のダウンということになりますね。出向してきて一つの勉強にはなるんでしょうけども、だからといってそれだけの差があるというのは、おかしいと思いませんか。それは仕様がなないんだというね、副市長。基本的には2、3年に1回、交代でほとんど校長が来られますね。課長にはだいたい、基本的には来られます。それまで全然知らなかったんですけども、実質的にそれだけの給与がダウンするという形で、これはこれで仕様がなないんだという見方はおかしいのではないかと思うんですが。それをおかしいと思わなかったんですか、今まで。それは出向してこられる方に対して失礼と思いませんか。それをおかしいと思わなかったんでしょうか、今まで。私は思いますけどね。

副市長

おかしいか、おかしくないかということでございますけど、飯塚市が決めております給与表というのは議会の議決を得て決めておる給与表がございます。その枠ではどうしても行政職と教育職と申しますと、教育職の場合はいい人材をさらに確保するというようなことで行政職よりは1号、1号の号給も高くなっておりますし、また特別な手当等もございます。

そういうふうなことで、一般的には飯塚市ぐらいの規模の市であれば、市が決めている給料表と、そういう教育職の給料表とした場合には、枠に入りきれない部分がどうしても出てきますので、今までずっと特別の枠で、ある程度決めてきた時代もございます。でも今こういうふうに条例できちっと決まった給料表がございますので、その中でお願いをして行政職のほうに割愛というような格好で来ていただいているというのが実態でございます。

それではどうしても、先ほど課長が答弁しましたように月額だけでいけば7万円程度の差がそれでも出てくるというようなことで、いくらかでも穴埋めをするということでそういう手当でお願いして、まあ勉強ということでご了解を得ているというのが実態でございます。確かに、2年なり3年なりの期間、そういうふうなことで経済的な負担というのは出てきますけど、そこら辺は来られる方のご了解を得ながら進めているというような状況です。

永露委員

出向してきてその身分が今の状況でいきますと、いわゆる一般職という形での身分におそらくなっているんだろうと思うんです。そうしなければならぬんですか、でもないんじゃないんですか。やり方があるんじゃないですかね。例えば、身分を別に一般職ということに限定しなくてもいいと思うんですよ。そのままの状態、どういう立場になるかは別としても、今までの状況が保たれるような形での出向という形でもあり得ると思うんですが。不可能ですか。

副市長

それぞれ来られる方の年齢、経験等によって教育職におられるときの給料は変わっております。ですから、飯塚市に割愛で来られた場合にその方だけの給与条例というのを作れば可能でございます。

例えば私たちのように特別職、月額なんぼだというような格好で、新たな条例を作ればそれぞれ可能ではございますけど、身分的には一般職課長ですので特別職ではなくて一般職、これは給料だけではなく他の公務災害とか色々ありますので、そこら辺はきちっとした身分の位置づけも必要になってきますので、そういうことで現在は一般職の給料表を適用させていただいておるといような実態でございます。

永露委員

形はどうでもいいんですけども、例えば学校教育課長ということであれば、ほとんど大部分が校長という形の方が今までも、過去にも多いんですけど、市の方からお願いするわけですよ、出向してくださいと。出向という言い方がいいか悪いか別ですけども、学校教育課長としてぜひ来ていただきたいという形で、校長なりをお願いするわけですよ。お願いする以上はそれなりの方に来ていただくわけですよ、校長の中でも。だれでもいいということでもないわけですよ。こちらからお願いしておいて、そしてうちに来たら年間でもおそらく100万円以上の差が出てくるのではないですか。これを甘んじて受けさせるということ事態が、僕はちょっと府に落ちないのですが。

何らかの形でそれに対応できないのですか。今副市長もやってやれないことはないということ言われていたけれども、良い人材に来ていただく以上それなりの対応をすべきでしょう。銭、カネの問題ではないといっても、やっぱり銭、カネの問題ですよ。

教育長

永露委員が言われる通りで、新市になってからですけども課長、課長補佐等に来てもらう方については、了解して来てもらっているんですけども、当然そういう差ができるものですから、うちの人事関係にも色々話して何とかできないかということで色々工夫もしてもらいましたけれども、今の飯塚市の一つの給与条例の中でそれを特別に扱うということについては、やっぱり無理があるということで現状のままで、今きているというような状況です。

県の場合も教員から行政に入る人間がおるわけですけども、それでもやっぱり県のほうは給与表のランクがまだたくさん上があるので、どちらかという直近下位ぐらいで、やっぱり同等ではないんですよ。

教職員からきた人たちは差があるというような状況も起こってきておりますけれども、飯塚市の場合は給与表そのものがないものですから、直近下位とかそういうところに位置づけるということが非常に難しいということで、そういうわけで特別にそういう条例を作るとしてもやっぱり無理があるということで、現時点では色々工夫もしてもらって何とかならないかということは、ずっと言い続けながら色々考えてもらったんですけども、ちょっと今のところではその現状で了解してきてもらうということしかできないところです。そういったことが分かっておりますので、人材を確保するという意味からも含めて、何とかならないかということについては、ずっと話はしてきましたけれどもちょっと今のところそういうことでは、現状が無理だという形になっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第136号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありません

か。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。